コ　工事種目　建築一式工事
サ　その他　工作物、外構、取壊し、仮設
シ　工事範囲　上記工事（入札説明書による。）
⑹　工期　令和４年３月31日まで
⑺　使用する主要な資機材　コンクリート約5,300㎥、鉄筋約580ｔ、ガラス約780㎡
⑻　本工事は、入札時に工事の品質を高めることを目的とした技術提案を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。
⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づき、住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結等が義務付けられた工事である。
⑾　本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する入札時積算数量書活用方式の対象工事である。
⑿　本件入札手続は、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ）（https://www.geps.go.jp/））により行う。
　なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
⑵　本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の令和３・４年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　法務省の令和３・４年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点⑷以上であること。
⑷　平成18年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるアヌはイの基準を全て満たす本工事と同種又は類似の工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ア　同種工事
㋐　建物用途　共同住宅等
㋑　構造　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造
　Ｓ造については、建築基準法施行令第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。
　ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びＰＣａ造を含む。
㋒　階数　地上３階建以上
㋓　建物規模　延べ面積1,000㎡以上
㋔　建築種別　新築又は増築（増築は増築部分が条件を満たすこと。）
㋕　工事種目　建築一式工事
㋖　施工期間　地業工事の着手から完成まで施工していること。
イ　類似工事
㋐　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）等
㋑　構造　上記ア㋑に同じ
㋒　階数　上記ア㋒に同じ
㋓　建物規模　上記ア㋓に同じ
㋔　建築種別　上記ア㋔に同じ
㋕　工事種目　上記ア㋕に同じ
㋖　施工期間　上記ア㋖に同じ
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。
ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ　上記⑷に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ウ　所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と３か月以上の雇用関係にあること。
⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成７年１月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注業者（協力事務所を含む。以下同じ。）でないこと又は当該受注業者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。
⑼　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑽　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。

3　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「価格」、「技術提案」及び「施工体制」をもって入札を行い、次のア及びイの要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
　ただし、落札者となるべき評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
　なお、入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次のア及びイの要件に該当する入札をした他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
ア　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であること。
イ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
⑵　総合評価の方法　総合評価は、「標準点」（100点）、「加算点」（最高60点）、「施工体制評価点」（最高30点）の合計を入札価格で除して得られる数値（評価値）をもって行う。
　「標準点」については、入札参加者全てに付与する。
　「加算点」については、次の提案項目についての評価点（最高各30点）の合計に対し、施工体制評価点を30で除した数値を乗じて算出される数値を付与する。
（提案項目）
①　コンクリート工事の品質向上に関する提案（最高30点）
②　資機材搬出入についての配慮事項に関する提案（最高30点）
　「施工体制評価点」については、品質確保の実効性についての評価点（最高15点）及び施工体制確保の確実性についての評価点（最高15点）の合計を付与する。
⑶　評価内容の担保　技術提案に記載された内容については、契約書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況について検査を行う。
　なお、技術提案に記載された内容については、受注者の責により評価内容が履行されていない場合は、工事成績評定点から提案項目ごとに５点を減点し、最大10点の減点とする。
⑷　その他具体的な内容等については入札説明書による。